高規格救急自動車仕様書
（米子救急１号車用）

鳥取県西部広域行政管理組合
消　　防　　局

高規格救急自動車仕様書

第１　総　　則

１　目　的

この仕様書は、鳥取県西部広域行政管理組合消防局（以下「発注者」という。）が平成２６年度において整備する災害対応特殊救急自動車（以下「救急車」という。）について定める。

２　概　要

（１）救急車はすべて平成26年度に公表製作された新規製品とし、この仕様書に定めるもののほか、国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（災害対応特殊救急自動車）に定める規格に適合するものであること。又、すべての架装は、道路運送車両法及び道路運送車両の保安基準に適合し、緊急自動車として承認されるものであること。

（２）薬事法に係る国の指導に基づき、救急車に積載する医薬品等の取り付けは、本仕様には含まない。

３　車　両

（１）納入台数　１　台（米子消防署配備予定）

（２）車種　　ガソリンエンジン、４輪駆動車

４　協　議

この仕様書について疑義のあるときは、発注者の指示を受けること。又、本仕様書を変更する場合は、双方協議のうえ確認の図書等を取り交わすこと。ただし、その費用は受注者の負担とする。

５　受注者は製作に先立ち、この仕様に基づき下記の図書を製作提出し、消防局と製作上の細部について十分な打ち合わせを行い、製作承認を受けること。

（１）価格内訳書　　１部

（２）製作工程表　　１部

（３）艤装承認図　　３部

（４）積載品等配置図　　３部

（５）その他発注者の要求する図書、書類等　　必要数　（電気配線図）

６　登録、回送納入

受注者は、下記の事項により本仕様書による完成車を納入すること。又、車両登録（リサイクル料、車庫証明、緊急車指定申請書）及び回送納入等は、経費を含めすべて受注者の責任において行うものとする。ただし自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険は発注者の負担とする。

（１）納入期日　　平成２７年２月２７日（金）

（２）納入場所　　鳥取県西部広域行政管理組合消防局

７　検　査

（１）中間検査

塗装前に部品、材料及び艤装等の検査を必要と認めたときに行うものとする。

（２）検収検査

納入時に艤装及び積載品等の検収を行うものとする。
（3）納入に際しては、次のものを添付すること。
ア　車両、各機器等の取扱説明書
イ　保証書
ウ　その他消防局の要求するもの。

8　保　　証
（1）納入に至るまでの間において発生した、どのような事故も受注者において責任を負うものとする。
（2）　保証期間は納入日から1年間材質の不良及び製作の不備により生じた故障、又は破損について、受注者がその責任において無償で修理するものとする。又、保証期間後であっても設計・製作及び材料不良等が瑕疵によって生じた場合については、受注者が無償で修復すること。
（3）その他については、別途契約書のとおりとする。

第2　艤　　装
1　車体艤装
（1）「救急業務実施基準」（昭和３９年３月３日付自消甲教発第６号通知。以下「実施基準という。」）第９条に定める要件に適合するものであること。
（2）４輪駆動車であること。
（3）車体は、全有蓋で密閉式構造のものであること。尚、運転室と患者看護室は隊員等が移動できる構造のものであること。
（4）車内の照明は、傷病者の症状及び救急隊員の業務の遂行に支障のない照度を有するものであること。
（5）車体後部は、ストレッチャーによる搬入が容易に行われる構造のものであること。
（6）傷病者を収容する部分の規格は、次のものであること。
ベッドの両側の空間、ベッド頭部側の座席とベッドとの間の空間及び室内高は、実施基準第１１条に定める資機材を用いた業務の遂行に支障のないものであること。
（7）各救急資機材及び高度救命用資機材等は、その機能を損なう事なく、安全かつ確実に積載できる構造であること。
（8）救急資機材に必要な電気容量を継続して確保できるものであること。
ア　患者室にＡＣ１００Ｖ（正弦波、３００W以上）コンセント６個以上（携帯吸引器用及び携帯電話専用含む）又、ＤＣ１２Ｖコンセント３個以上の電源並びに、各救急資機材、高度救命用資機材等の使用等救急業務に必要な電源装置を設けること。
イ　救急用モニター及び室内蛍光灯は、外部商用電源において使用可能な構造であること。又、外部商用入力電源はエンジンスターターカット機能及びマグネット方式とする。
ウ　バッテリー内蔵の資機材で充電の必要なものは、外部商用電源において充電可能な構造であること。
エ　患者室右側にモニターコード用フック５個以上取付けること。
（9）緩衝装置は、救急資機材等を用いた業務の遂行に支障のない十分な性能を有すること。
(10) 十分な冷暖房機能を有するヒーター及びエアコンを取付けること。
(11) 電子サイレン
電子サイレン（拡声装置兼用）は、ウ～ウ～音付き（２音式）サイレンを取付けること。サイレンは「救急自動車に備える音色の変更について」（昭和４５年６月１０日付消防第３３７号通知）の別紙「救急自動車に備える電子サイレンの概要」に適合すること。電子サイレンアンプは、５０W型（マイクは２個とし１個はフレキシブルマイクを運転席上、１個は助手席付近スイッチ付）右左折メッセージキャンセルスイッチ付とし、取付け配線は

専用とすること。又、モーターサイレンをスイッチ付きで取付け配線は専用とすること。
(12) 仰臥位の傷病者の体位変換が可能な機能を有する構造であること。
(13) ストレッチャー積載架台は次に掲げる機能を有するものであること。又、メインストレッチャーが容易に収納、取り出しできる構造であること。
ア　加速度等により生ずる揺れを十分に吸収できる構造であること。
イ　左右にスライドできる構造であること。
(14) 運転席、助手席及び患者看護室左側の同乗者用座席にハイバック式シートを設けること。但し後部のハイバック式シートとサイドベンチシートの間に空間がないようにすること。又、患者看護室のベッド頭部側に隊員用座席を設け、すべての座席にシートベルトを設けること。
(15) 排気ガスが後部から入らない構造であること。

2　外部艤装
（1）ドア関係
運転室部の左右ドアは後ろ開き式及び患者看護室の左側ドアはスライド式で設け、安全に乗降できるようにステップ等を設けること。
（2）赤色点滅灯（LED 式)を車両前後に可能な限り取付けること。
（3）消防マーク
フロント中央部に消防マークを取付けること。
（4）バッテリーボックス
バッテリーの点検及び交換が容易にできるような構造であること。
（5）赤帯（反射テープ）
（6）サイド収納ボックスを取り付け、レスキューセットを取付けること。
（7）メインスイッチ付きバックブザーを音声合成とは別に取付けること。
（8）バックドア開放と同時に連動し、ハザードランプが点滅するようスイッチ付（バックドア付近）で設けること。
（9）下記に掲げるものを取付けること。
ア　サイドフラッシャーランプ
イ　フォグランプ
ウ　サイドバイザー
エ　フロントアンダーミラー
オ　リヤホイール灯
カ　助手席アウトサイドミラー
キ　作業灯
(10) 自動車電話一式を取付け出来るようにすること。

3　内部艤装
（1）患者保護用のリアーカーテン（電動式）及びサイドカーテンを設けること。
（2）次に掲げる設備を設けること。

ア　冷温蔵庫	1式
イ　電動式手洗い装置	1式
ウ　点滴ビン固定装置（サイド・天井）	1式
エ　汚物入れ	1式
オ　換気装置	1式
カ　酸素マスク収納庫	1式
キ　ＦＭ／ＡＭラジオ	1個

ク　時計（アナログ、電波時計）　１式
ケ　ウエルパス収納庫　１式
コ　車両バッテリー自動充電器（外部商用電源ＡＣ１００Ｖ）　１式
サ　電流電圧計　１式
シ　バックドア左大型アシストグリップ　１式
ス　患者室天井部分及び右側前後アシストグリップ　１式
セ　サーチライト（患者灯、バックドア）　１式
ソ　車輪止め（ゴム製）　１式

（３）別表に掲げる各救急資機材及び高度救命用資機材等は、その機能を損なうことなく、安全かつ確実に積載できる構造であるとともに、埃等から保護するための措置が講じられるよう収納庫等を設けること。尚、収納庫及び積載場所、取付け方法等については別途指示する。

ア　患者室に収納庫（収納棚）を可能なかぎり設けること。
　また、縦型収納庫車載車は、高さ調節及び取り外し可能な棚２段を設けること。
イ　患者室のすべての開放収納庫に扉を設けること。
ウ　患者室にオーバーヘッド収納庫を設けること。（縦型収納庫も可とする）
エ　ホワイトボードを設けること。
オ　患者室にルーフネットを可能な限り設けること。
カ　患者室内にティッシュボックス及びディスポグローブの固定マジックベルトを設けること。（設置場所については落札後協議）

（４）図面等収納ボックス（ポケット付き）を運転席及び患者室に設けること。
（５）助手席用スポットライトを設けること。

４ 車載無線関係（デュアル型無線機、載せ替え）

消防専用電話装置（以下「無線機等」という。）取付け及び接続に係る艤装は次のとおりとする。又、無線機等とは無線機器一式、（アンテナ、空中線共用器等）送受話器、（運転室送受話器、患者室送受話器）スピーカー（スイッチ付）とする。

（１）無線機等については、指定した場所に専用台にて取付けできるようにすること。
（２）送受話器（２台）は運転室の中央付近及び患者室の右側（ベッド頭部付近）に送受話器用架台にて取付けできるようにすること。尚、送受話器用の配線は６芯とする。
（３）無線スピーカーは患者室に埋め込み式無線スピーカー（新規品）を指定した場所に取付けること。尚、無線スピーカー用の配線は２芯とする。
（４）無線機本体、車載端末装置の電源は、バッテリーより直接配線（２系統）とし、電源スイッチ（パイロットランプ付）１系統を配線すること。
（５）無線機等のノイズ対策のため、アースボンディング及び無線機の電源線にノイズフィルターを取付けること。
（６）アンテナ取付け部がＦＲＰの場合は、鋼板を取付けること。
（７）アナログ用アンテナ１本（新規品）及びデジタル用アンテナ２本（新規品）は電波障害のない位置（散光式警告灯から５０ｃｍ以上離す）に取付けできるようにすること。
（８）無線アンテナ線を車内に引き入れる部分は、雨水等の侵入防止構造とすること。
（９）無線機等に係る車内側配線は、フレキシブル配管内に通すこと。尚、車内の内張りは容易に配管を点検できるよう措置すること。
(10) 各配線及び無線機等の施工範囲については、別紙接続系統図参照のこと。（詳細については、落札業者と別途協議する。）

５　文字書き等（詳細については落札後協議）

（1）救急車の前部、後部、両側面に別途指示する文字及びマークを記入すること。
（2）キャブ上部に別途指示する対空標識を表示すること。
（3）車両側面中央及び側面後部に別途指示する文字及びマークを記入すること。
（文字及びマーク含む）

6　当救急車に積載する取付け品、附属品及び救急資機材並びに特殊艤装等は別表（別表１～別表５）による。尚、医療機器、別表１～別表４「高度救命用資機材」の一部は発注者の支給品とする。但し救急車に積載する医薬品、医療資機材及び高度救命処置用資機材の取付けは、別途発注予定の高度救命処置用資機材納入業者が行うので、高規格救急自動車納入業者は取付ける必要はない。（取付けに必要な処置をすること）
（1）別表１　取付け品及び附属品
（2）別表２　軽微な変更として備えることができる取付け品
（3）別表３　高度救命用資機材
（4）別表４　その他の救急資機材
（5）別表５　特別な取付け品、附属品及び艤装等

別　表　1
取付け品及び附属品

品　　名	数量	支給品区　分	取付け区分	摘　　要
メインストレッチャー	１台	車両側	取付け	
サブストレッチャー	１台		取付け	
電子サイレン	１式		取付け	２音切り替え式、音声合成タイプ
赤色警光灯（増設型）	２式		取付け	フロント、リヤーサイドルーフ（ＬＥＤ式）
酸素呼吸器	１式	支給品	取付け	３方チーズ、配管及び加湿流量計
人工呼吸器（据置型）	１式	支給品	取付け	マスク大小含む
吸引器	１式	支給品	取付け	専用ポンプ、配管取付け及びその他支給品を取付けできるようにすること。
エアーウェイ	１個	支給品		
開口器	１個	支給品		
消火器	１本	車両側	取付け	

別　表　２
軽微な変更として備えることができる取付け品及び付属品

品　　名	数量	支給品 区　分	取付け 区分	摘　　要
モーターサイレン	１式	車 両 側	取付け	
スタッドレスタイヤ	１式			ホイール付き
タイヤチェーン	１式			添付（亀甲型）
サイレンスピーカー部防雪カバー	１式		取付け	スピーカー部
GPS ナビゲーションシステム	１式		取付け	最新全国版ソフト付
車輪止め（ゴム製品）	１式		添付	ロープ付き
三角停止表示板	１式		添付	
レスキューセット	１式		取付け	
消防章	１式		取付け	
消防本部名称等	１式		取付け	
対空標示	１式		取付け	
朱色ライン（赤帯）	１式		取付け	保安基準のとおり
心電計（携帯用）	１式	支給品		
電動吸引器（携帯用）	１式	支給品	取付け	
耐震血圧計（据置式）	１式	支給品	取付け	
血圧計（携帯用）	１式	支給品		
聴診器	１式	支給品		
体温計	１式	支給品		
検眼ライト	１式	支給品		
収納ケース	１式	支給品		
減圧式固定器具	１式	支給品		全身及び部分固定
副木	１式	支給品		
タオル包帯	１式	支給品		
止血帯	１式	支給品		缶ケース入り
バストバンド	１式	支給品		
スクープストレッチャー	１式	支給品	取付け	
頭部固定器具	１式	支給品		
雨覆いシート	１式	支給品		
まくら	１式	支給品		

産科セット	１式	支給品		
汚物入れ	１式	支給品		
膿盆	１式	支給品		
洗眼器	１式	支給品		
氷嚢	１式	支給品		
尿器	１式	支給品		女性用
資機材収納ケース	１式	支給品		中型バック（背負い式）
救命浮環	１式	車両側	添付	
救命綱（スローロープ２５ｍ）	１式		添付	

別　表　３
高度救命用資機材

品　　名	数量	支給品区　分	取付け区分	摘　　要
気道確保資機材一式	１式	支給品	取 付け	人工呼吸器、電動吸引器（携帯型）ＡＣ コンセント及び収納枠等の取付け含む
自動体外式除細動器（二相波形型）	１式	支給品	取付け	
輸液用資機材	１式	支給品		
血中酸素飽和度測定器	１式	支給品		
心電計（ベッドサイドモニター）	１式	支給品	取付け	
自動車電話（秘話機能を有するもの）	１式	車両側	取付け	充電出来るよう。（載せ替え）

別　表　４
特別な救急資機材

品　　名	数量	支給品区　分	取付け区分	摘　　要
予備酸素ボンベ　9.4L	４本	車両側		
予備酸素ボンベ　2L	１本	車両側		
ユニオン担架	１式	支給品		
頚椎固定器具	１式	支給品	取付け	バックボード
布担架	１式	支給品		

別　表　5
特別な取付け品、付属品及び艤装

品　　名	数量	支給品区　分	取付け区分	摘　　要
アワーメーター	１式	車両側	取付け	
リモコンドアロック	１式		添付	３個(キー付)
サーチライト（携帯）	３本		取付け	
バンパー保護板	１式		取付け	前後
患者室全ガラス曇りガラス	１式		取付け	フイルム可
フロアマット	１式		添付	
補修染料セット	１式		添付	
発光式カラーコーン（折りたたみ式)	３個		添付	収納袋付
ドライブレコーダー	１式		添付	

平成26年度　救急自動車

型式内訳表（同等品以上とする）

艤装

車体艤装	車両	ガソリンエンジン、オートマチック車、4輪駆動車、ABS装置付
		エアバック装置（運転席、助手席）
		車両寸法 全長　5，650mm以内　　全幅　1，950mm以内 全高　2，550mm以内
	無線機（載せ替え）	無線機等（無線機、AVMモニター装置、空中線共用器)及び架台及び空中線（ベース含む）、空中線用ケーブル、車内スピーカー、電源線等を配線すること
	電子サイレン	音声合成タイプ（消防庁通知平成19年3月13日） 防雪カバー（直接雪が当らなければ不要）
外部艤装	赤帯	バックドアは赤帯の反射テープ（その他保安基準どおり）
	バックブザー	音声合成とは別に取り付ける
	フォグランプ	ハロゲンで純正を取付
	作業灯	大阪サイレンLED（LI－21）（左右各2基）（スイッチ左右別）
内部艤装	温冷蔵庫	後部座席付近に電源
	時計	秒針付（電波時計、アナログ）
	収納庫	2箇所鍵付

別 表 1 取付品及び付属品

品　名	数量	支給品区 分	取付区分	摘　要
メインストレッチャー	1台	車両側購入	取付	型式ＧＴ－０６ サイドガード左右ストッパー付 畜光テープ付 クッションマット改造型
サブストレッチャー	1台		取付	ブレークアェーストレッチャーモデル12－C
電子サイレン	1式		取付	クラクション切り替え（スイッチ）
赤色警光灯	2式		取付	大型式全部LED（増設型）
酸素呼吸器	1式	支給品	取付	オキシパックOX－FDX　取付（支給品） 3方チーズ及び配管、オキシパックを取り付できるようにすること。加湿流量計を取り付けれるようにすること。
人工呼吸器（据置型）	1式	支給品	取付	アンサー
吸引器	1式	支給品	取付	WS－1400
	1式	車両側購入	取付	専用ポンプ及び配管、取付け金具を取り付できるようにすること。 （専用ポンプ及び配管の部品は車両側）

別 表 2 軽微な変更として備えることができる取付品及び付属品

品　　名	数量	支給品区 分	取付区分	摘　要
モーターサイレン	1式	車両側購入	取付	スイッチはプッシュ式でフロント中央に取付
スタッドレスタイヤ	1式		添付	
タイヤチェーン	1式		添付	
サイレンスピーカー部防雪カバー	1式		取付	
GPS ナビゲーションシステム	1式		取付	GPS ナビゲーション（純正品）HDD 最新全国版ソフト付
車輪止め（ゴム製品）	1式		添付	
三角停止表示板	1式		添付	
レスキューセット	1式		取付	5点セット
消防章	1式		取付	仕様書のとおり
消防本部名称等	1式		取付	仕様書のとおり
対空標示	1式		取付	仕様書のとおり
朱色ライン（赤帯）	1式		取付	仕様書のとおり
心電計（携帯用）	1式	支給品		
電動吸引器（携帯用）	1式	支給品	取付	日本船舶パワーミニック（携帯用）
耐震血圧計（据置式）	1式	支給品	取付	日本船舶タイコス　大型アネロイド血圧計（ウォール型）
スクープストレッチャー	1式	支給品	取付	エルゴンWMR－16150/V
救命浮環	1式	車両側購入	添付	
救命綱（スローロープ25m）	1式		添付	

別 表 3 高度救命用資機材

品　　名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘　要
気道確保資機材一式	１式	支給品	取付	人工呼吸器、電動吸引器（携帯型） ＡＣ コンセント及び収納枠等の取付含む
自動体外式除細動器(二相波形型)	1式	支 給 品	取付	日本光電TEC－2513
輸液用資機材	1式			
血中酸素飽和度測定器	1式			パルスオキシメーター Rad-5
心電計(ベッドサイドモニター)	1式		取付	モニターBSM－3562
自動車電話	1式	車両側 購入	取付	載せ替え(充電できるように)

別 表 4 特別な救急資機材

品　名	数量	支給品 区 分	取付 区分	摘　　要
予備酸素ボンベ 9.4L	4本	車両側		(9．4ℓ ロレットタイプアルミ製)酸素ボンベ (Q017)刻印すること。
予備酸素ボンベ 2L	1 本	車両側		(2ℓ ロレットタイプアルミ製)酸素ボンベ (Q017)刻印すること。
頚椎固定器具	1式	支給品	取 付	ファーノ ハイテクボード モデル2010

別 表 5 特別な取付品、付属品及び艤装

品　　名	数量	支給品区 分	取付区分	摘　要
アワーメーター	1式	車両側購入	取付	
リモコンドアロック	1式		添付	3個
サーチライト(携帯)	3本		取付	ペリカンライトLED＃2010
バンパー保護板	1式		取付	前後
患者室全ガラス曇りガラス	1式			フイルム可
フロアマット	1式			
補修染料セット	1式		添付	
発光式カラーコーン（折りたたみ式）	3個		添付	収納袋付
ドライブレコーダー	1式		取付	DRY-FH200(３２Ｇカード付)

その他の注意事項
1　資機材取り付けについては落札業者と後日協議する。
2　車体文字の大きさは、落札業者と後日協議する。
3　型式以外の同等品を納入予定とする場合、発注者の承認を得ること。(カタログ、資料を添付すること)
4 無線機等関係載せ替えの詳細は、落札業者と後日協議する。

超短波無線電話装置等の車両設置に係る仕様書

（概要）

第１条　本仕様書は、消防救急用超短波無線電話装置（以下「無線機」という。）の新規設置又は移設設置における必要な事項を定める。

（留意事項）

第２条　受注者は、次の各号に留意するものとする。

(1) 無線機及び無線機の機能を有するために必要な機器（以下「無線装置」という。）の新規設置又は移設設置、調整、技術的操作、無線交信試験等における作業（以下「設置作業」という。）は、無線局登録点検員の資格を有する者又はその監督のもとに行わせなければならない。

(2) 消防局職員と事前の打ち合わせを十分に行い、一方的な解釈で設置作業は行わないこと。

(3) 消防局の無線運用に支障を与えないよう留意し設置作業を実施し、必要な場合は消防局職員へ申し出ること。

(4) 新規設置又は移設設置に係る作業において発生する一切の経費は仕様の範囲に含む。

（対象車両）

第３条　新規に無線装置を設置する車両（以下「新規車両」という。）及び既設の無線装置を積載している車両（以下「既設車両」という。）は、消防局職員が指定する。

(1) 新規車両　米子救急１号車（よなごきゅうきゅう１）

(2) 既設車両　米子救急１号車（せいぶきゅうきゅう２）

既設車両　局救急２号車

３車両間で無線装置の載せ替えをすること。

（作業範囲）

第４条　無線装置を移設設置する場合の作業範囲は、次の各号の範囲をいう。

(1) 既設車両に設置してある無線装置の事前動作試験及び取り外し

(2) 新規車両又は既設車両への無線装置の設置及び単体動作試験

（設置作業等）

第５条　設置作業は、次の各号により実施するものとする。

(1) 設置作業の実施場所は、電波管理上の点から消防局、消防署又は出張所の敷地内とする。

(2) 設置作業は、作業日当日に完了するものとする。ただし、設置作業において特別な事情が発生した場合は、直ちに消防局職員にその旨を申し出て協議を行うものとする。

(3) 既設車両から無線装置を取り外す場合は、取り外し前及び作業中に消防局職員の確認を受けること。

(4) 無線機の試験交信は、別紙１の作業明細により実施すること。

(5) 無線装置の調整は、無線設備規則（昭和２５年電波管理委員会規則第１８号）に定める電波の質の許容値、その他電波法関係法令に定める規格及び別紙２の試

験調整項目表に定める項目とする。ただし、特別に許容値を設ける場合は別に指示する。

(6) 設置作業において無線装置に故障、不具合等が発見された場合は、受注者で調査するとともに、消防局職員へ報告し適切に対応すること。

(7) 機器の取り付け位置、貫通部の位置、その他の疑義が生じた場合は、消防局職員の指示を受けること。

(8) その他設置作業に必要な事項は、別紙１の作業明細に定める。

（対象機器）

第６条　新規設置及び移設設置の対象機器は次のとおりとする。

機　器　名	数	単位	新規又は移設の区分
無線機	２	台	移設設置（NEC 製 JDC4H1A1-1D）
空中線共用器	２	式	移設設置（デジタル用１、アナログ用１）
空中線及びベース	３	台	新設設置（1/4 λ空中線ベース付）150MHz 用１　,260MHz 用２
ハンドセット及び掛金具	２	台	移設設置
内部スピーカー	１	台	新規設置
内部スピーカー用スイッチ	１	台	新規設置

（検査）

第７条　設置作業が完了したら消防局職員へ申し出て、完了検査を受けなければならない。

（保証）

第８条　設置作業後１年以内に生じた故障、不具合等で、明らかに受注者の責任と見なされるものは無償で修理を行うものとする。

（協議）

第９条　本仕様書に明記されない事項で疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

（別紙１）

作　業　明　細

１．取り外しに関する基本事項

(1) 無線装置の取り外しは、移設後正常に動作するよう十分留意して行うこと。

(2) 無線装置を取り外す前に、機器電源を切り、バッテリーに直接接続してある電源線をはずすこと。

(3) バッテリー端子、その他の電源線は、ショート等が発生しないように処置し作業すること。

(4) 既設車両の空中線及び空中線ベースの車体貫通部は、取り外した後に雨水が入らないよう適切な処置を行っておくこと。

(5) 車両のパネル、内装材、コンソール等（以下「車両パネル等」という。）を取り外した場合は、作業後に復旧すること。

２．取り付けに関する基本事項

(1) 車両パネル等の一部に穴をあける必要がある場合は、消防局職員の指示を受けること。

(2) ケーブル又は配線が、車体、車両パネル等を貫通する場合は、貫通部保護を行うこと。

(3) 車両のパネル等を取り外した場合は、作業後に当初の状況に復旧すること。ただし、消防局職員の指示により加工した部分を除く。

３．取り付け基準

(1) 無線機は、新設車両のダッシュボード、コンソール等に設置し、運転席又は乗員席から操作ができること。

(2) 無線機のアースは、確実に車体アースを取ること。

(3) 無線機の電源は、車両のバッテリーから直接取ること。なお、電源系統図を別紙３に示す。

(4) ２４ｖ電源車の場合はDC/DCコンバーター等により１２ｖに変換すること。

(5) ハンドセットは、車載無線機に隣接するように設置すること。

(6) 補助ハンドセットを取り付ける場合は、消防局職員の指示する位置に設置すること。

(7) 車内に外部スピーカーを取り付ける場合は、運転者や乗員に支障がない位置に設置すること。

(8) 車外に外部スピーカーを設置する場合は、キャブ内に外部スピーカー用スイッチを取り付けるものとする。

(9) 空中線及び空中線ベースの取り付け位置は、車体の屋根上とすること。ただし、車体の構造上支障がある場合は、消防局職員と協議し設置場所を決定すること。

(10) 空中線及び空中線ベースのアースは、確実に車体アースを取ること。

(11) ケーブル又は電線が車体を貫通する場合は、当該貫通部から雨水が浸入しな

いよう処置すること。

(12) 設置作業に当たって、既設ケーブルの劣化又は破損、取り付け位置の関係でケーブル長の不足等を確認した場合は、消防局職員に報告し必要な場合は艤装メーカーと協議を行うこと。

４．無線機の試験

(1) 無線装置の取り付けが完了したら、別紙２の試験調整項目表に従い無線機の試験を実施すること。特に、送信出力（空中線のマッチング)、送信周波数、変調特性等、調整を必要とする項目は職員の確認を受け入念に行うこと。

(2) 無線機の通話試験は、無線機に搭載されている送信周波数すべてを順次発射し、消防局との無線交信状況を確認することとする。ただし、、全国共通波２及び全国共通波３は、作業場所に配備されている他車両との無線交信試験とする。

（別紙２）

試験調整項目表

１．取り外し前

(1) 無線機の試験

項　　目	摘　　要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー ＤＣ／ＤＣコンバーター
送信出力	全チャンネル （進行波電力、反射波電力）
送信周波数	全チャンネル
通話試験	全チャンネル

２．取り付け後

(1) 無線機の試験

項　　目	摘　　要
外観点検	キズ等の有無、その記録
電源電圧測定	バッテリー ＤＣ／ＤＣコンバーター
送信出力	全チャンネル （進行波電力、反射波電力）
送信周波数	全チャンネル
通話試験	全チャンネル

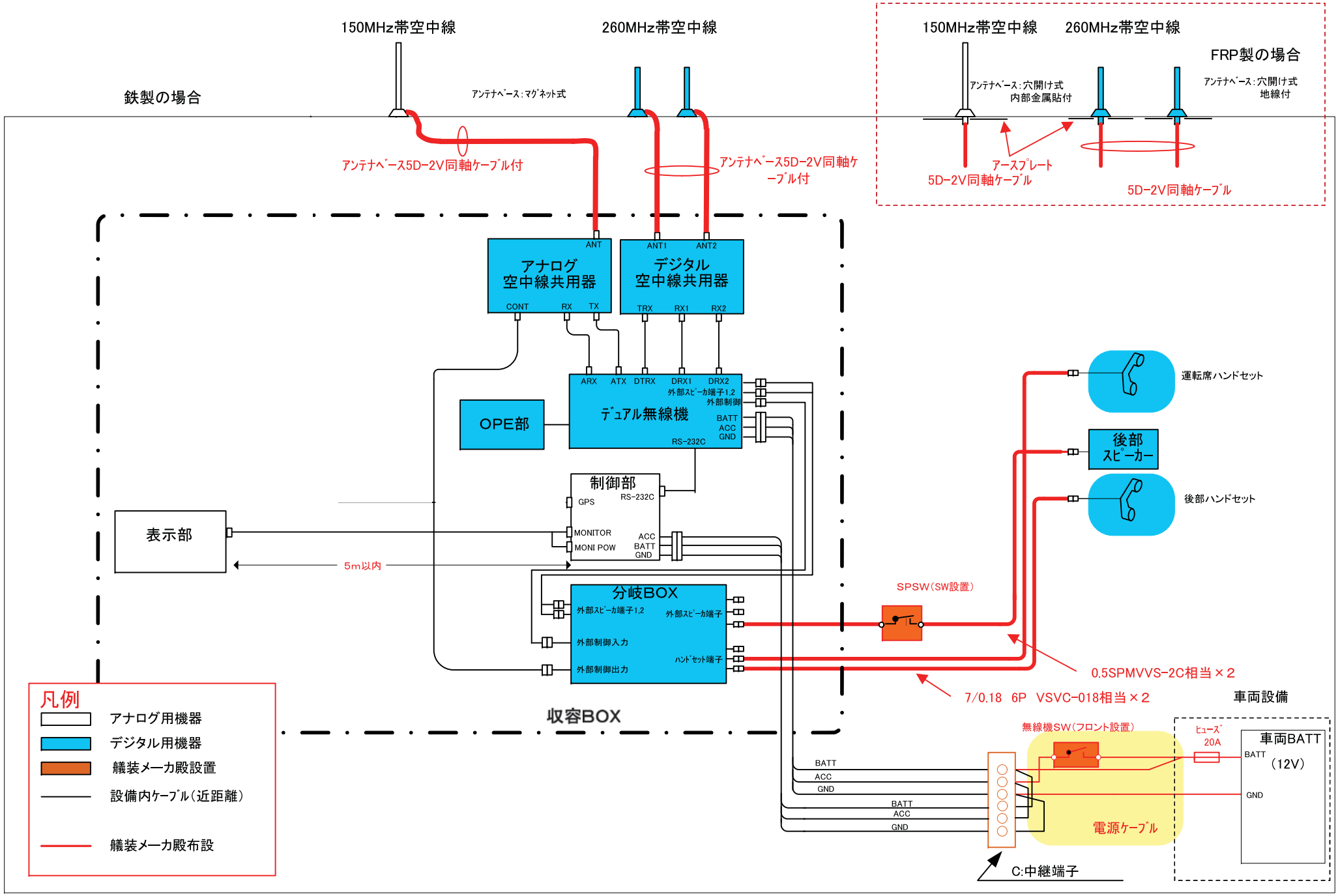
150MHz帯空中線
260MHz帯空中線
鉄製の場合
ｱﾝﾃﾅﾍﾞｰｽ：ﾏｸﾞﾈｯﾄ式
ｱﾝﾃﾅﾍﾞｰｽ5D-2V同軸ｹｰﾌﾞﾙ付
ｱﾝﾃﾅﾍﾞｰｽ5D-2V同軸ｹｰﾌﾞﾙ付
150MHz帯空中線
260MHz帯空中線
FRP製の場合
ｱﾝﾃﾅﾍﾞｰｽ：穴開け式
内部金属貼付
ｱﾝﾃﾅﾍﾞｰｽ：穴開け式
地線付
ｱｰｽﾌﾟﾚｰﾄ
5D-2V同軸ｹｰﾌﾞﾙ
5D-2V同軸ｹｰﾌﾞﾙ
ANT
ANT1
ANT2
アナログ
空中線共用器
CONT
RX
TX
デジタル
空中線共用器
TRX
RX1
RX2
ARX
ATX
DTRX
DRX1
DRX2
外部ｽﾋﾟｰｶ端子1,2
外部制御
OPE部
ﾃﾞｭｱﾙ無線機
BATT
ACC
GND
RS-232C
制御部
GPS
RS-232C
表示部
MONITOR
MONI POW
ACC
BATT
GND
5m以内
分岐BOX
外部ｽﾋﾟｰｶ端子1,2
外部ｽﾋﾟｰｶ端子
外部制御入力
ﾊﾝﾄﾞｾｯﾄ端子
外部制御出力
運転席ハンドセット
後部
ｽﾋﾟｰｶｰ
後部ハンドセット
SPSW（SW設置）
0.5SPMVVS-2C相当×2
7/0.18 6P VSVC-018相当×2
車両設備
収容BOX
無線機SW（フロント設置）
ﾋｭｰｽﾞ
20A
車両BATT
（12V）
BATT
GND
BATT
ACC
GND
BATT
ACC
GND
電源ｹｰﾌﾞﾙ
C:中継端子
凡例
アナログ用機器
デジタル用機器
艤装メーカ殿設置
設備内ｹｰﾌﾞﾙ（近距離）
艤装メーカ殿布設

救急車　接続系統

平成２６年７月２９日

入　　札　　書（第　回）

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成８年鳥取県西部広域行政管理組合規則第３号）を承知の上、次のとおり入札します。

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

受任者氏名　　㊞

件　　名	高規格救急自動車の納入（その2）
納　入　場　所	鳥取県西部広域行政管理組合　消防局
入　札　金　額	金　　円

注意
① 入札書は封書にし、封筒表面に「入札書」と表示し、件名、住所、商号又は名称を記入すること。
② 入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とし、算用数字を使用してください。なお、入札金額の訂正はできません。

平成２６年７月２９日

委　　任　　状

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　㊞

私は、次の入札に関する一切の権限を下記の者に委任いたします。

記

1　件　　名　　高規格救急自動車の納入（その2）

2　入札日　　平成２６年７月２９日

3　受任者　　住　所

氏　名　　㊞

受任者使用印鑑

平成　　年　　月　　日

辞　　退　　届

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

受 任 者 氏 名　　㊞

下記の入札物件について、第　　回目の入札を辞退します。

記

1　件　　名　　高規格救急自動車の納入（その2）

2　入 札 日　　平成２６年７月２９日

3　辞 退 理 由

平成　　年　　月　　日

入 札 物 品 確 認 書

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者　米子市長　野坂康夫　様

住　　所

提出者　商号又は名称

代 表 者 氏 名　　㊞

下記の入札物件について、次のとおり確認書を提出します。

記

1　件　　名　　高規格救急自動車の納入（その2）
2　入 札 日　　平成２６年７月２９日
3　入 札 物 品

※ 該当する項目の□をチェックしてください。

□ 仕様書に定める仕様で入札に参加

□ 仕様書に定める仕様以外で入札に参加（組合の認定が必要）
（物品の品質等については、別添資料及び持参品のとおり）

（仕様書に定める仕様以外で入札に参加する場合の認定結果等）

認定結果は、平成26年7月16日正午までに電話又はファクシミリにより回答いたします。

なお、不適合となった場合は、平成26年7月17日正午までに再認定を受けることを認めることとします。